

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、済生会下関労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

令和7年12月1日

山口県知事 村岡嗣政

1 要求事項

年末一時金

2 日時

令和7年12月10日以降本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

下関市安岡町8丁目5-1 済生会下関総合病院

4 概要

同盟罷業及び怠業を含む争議行為